



最新マンスリーecoニュース&トピックス

・最近のニュース

フロン回収・破壊法に基づく平成26年度フロン類破壊量、約4,495トンに2015.07.31/環境省

環境省はフロン回収・破壊法に基づき、フロン類破壊業者から報告された平成26年度のフロン類破壊量を取りまとめ、27年7月31日付けで公表した。平成26年度のフロン類破壊量の総計は約4,495トンで、平成24年度の破壊量と比べると約0.6%増加した。フロン類の種類別に見ると、CFC(クロロフルオロカーボン)が約155トン、HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)が約2,305トン、HFC(ハイドロフルオロカーボン)が約2,034トンであった。

環境法改正情報

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正2015.07.17

廃棄物処理法の一部改正の概要は、次の通りである。災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念、及び、国、地方公共団体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務を明確化。国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項を拡充。非常災害時の一般廃棄物処理施設の設置、既存の産業廃棄物処理施設の活用に係る手続の簡素化。

Ecobiz/ecolife エコBiz/エコライフ

エコエイトのサービスメニュー⑤

1 安心の工事
マニフェスト(産業廃棄物管理票)は必ず発行、不法投棄の心配はありません

2 24時間体制
お客様のご依頼には土日・祝日 365日 24時間対応致します。

3 満足価格
自社で処理工場をもちいているので廃棄物処理の中間手数料がかかりません

4 丁寧な対応
社では必ず1物件につき1人のコーディネーターを専従させ、ご要望に対応させて頂きます

解体工事をご希望の方

丁寧・安心・低価格の解体工事

私たちは、東京都世田谷区を中心に、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県エリアにて低価格で丁寧・安心の工事を提供しております。

左図：エコ・エイトの4つの安心

見積依頼はこちら⇒0120-42-8081

走れ!エコ
エイトマン

Try for tomorrow
「明日の地球のために、
今できること」

地域の環境整備にも心掛けています。本社(世田谷区)、京浜島(大田区)で月2回会社周辺のゴミを拾い、美化に努めています。

写真(多摩川)



罰則と判例

814万円が時効に 産廃処分費、

請求権が消滅2015.06.19/神奈川新聞
横須賀市の施設新築工事現場で想定外の産業廃棄物が見つかったが、市土地開発公社による土地取得から10年以上経過しているため、元の所有者に対する処分費の請求権を失っていたことが、分かった。消滅時効が成立していると判断したため、約814万円の処分費は市が負担することになる。

営業に役立つ
環境用語と豆知識

【代替フロン】

代替フロンとは、特定フロン(クロロフルオロカーボン略:CFC)の代替として産業利用されている合成化合物(ガス)である。